

社会福祉法人指導監査における主な指摘事項について

明石市福祉局福祉政策室福祉施設安全課

番号	項目	問題点(指摘事項)	改善方法	根拠法令等
1	定款	最新の定款がインターネットで公表されていない。また事務所にも備え置いていない。	財務諸表等電子開示システム及び法人ホームページにて最新の定款を公表する。同様に最新の定款を事務所にも備え置くこと。	社会福祉法第34条の2第1項及び第59条の2第1項第1号、社会福祉法施行規則第10条第1項
2	定款	定款の規定に基づき、定款施行細則及び評議員選任・解任委員会運営細則が定められていない。	定款の規定に基づき、各細則を作成する。	定款
3	定款	定款変更の届出及び認可申請手続きを経ずに定款を変更している。又は、理事会及び評議員会の議決採択後、届出及び認可申請の手続きを失念している。	定款変更の届出及び認可申請手続きについて、所轄庁に漏れなく提出する。変更後は、最新の定款を漏れなく公表する。認可については、変更の登記後、登記事項証明書を福祉施設安全課へ原本を1部提出する。	社会福祉法第45条の36第2項
4	評議員の選任	評議員の選任(再任)について、就任承諾書の徴収漏れ及び不備がある。また、欠格事由に該当することの有無を確認していない。	選任(再任)の際は、就任承諾書及び欠格事由に該当していない旨の確認書等を徴収すること。なお、就任承諾書等の日付けは、定時評議員会の日とすることが望ましい。	社会福祉法第38条、第40条第1項
5	評議員の選任	新旧評議員の任期が重複している。	新旧評議員の任期の重複を回避するため、評議員選任・解任委員会は定時評議員会後の開催が適当である。また、定時評議員会前に評議員選任・解任委員会を開催する場合、任期の開始日は選任日となるが、就任日は新任評議員が就任承諾書等を提出した日からとなるため、就任承諾書等は定時評議員会後に徴収すること。	社会福祉法第38条 参考：R3.1.27厚労省通知「評議員の改選(評議員選任・解任委員会の開催時期の取扱い等)に係る留意事項について」

番号	項目	問題点(指摘事項)	改善方法	根拠法令等
6	評議員の選任	評議員候補者を理事会で諮っていない。	法令及び定款等に定められた方法により、評議員を選任すること。	社会福祉法第39条、定款、評議員選任・解任委員会運営細則
7	評議員の選任	評議員の任期終了後も新たな選任が行われていない。	任期終了後は、法令及び定款等に定められた方法により、確実に選任（再任）すること。	社会福祉法第38条及び39条及び第40条第1項、第2項、第4項、第5項、定款、評議員選任・解任委員会運営細則
8	評議員の選任	定款及び評議員選任・解任委員会運営細則に定めがないまま、みなし決議が行われている。	評議員選任・解任委員会運営細則において、みなし決議による規定が定められていない事例が多くあるため、みなし決議を行う場合は、運営細則に定めること。	社会福祉法第39条
9	評議員の選任	評議員会への出席について、欠席が継続している評議員がいる。	評議員会の役割の重要性に鑑み、日程調整を行う等、評議員が出席できるよう配慮すること。	社会福祉法人審査基準第3の1の(3)
10	評議員の選任	評議員選任・解任委員会の委員構成について、定款と運営細則で人数が異なっている。	定款と運営細則で委員構成を合わせ、その委員構成において、評議員選任・解任委員会を開催すること。	社会福祉法第39条
11	評議員の選任	評議員選任・解任委員について、任期終了後も新たな選任が行われていない。	任期終了後は、定款等に定められた方法により、確実に選任（再任）すること。	定款、評議員選任・解任委員会運営細則
12	評議員会の招集・運営	理事会で評議員会の日時、場所及び議案を定めていない。また、理事会で決議する前に、評議員会の招集通知を送付している。	理事会の決議に基づき、評議員会の招集通知を发出すること。	社会福祉法第45条の9第10項（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第181条）

番号	項目	問題点(指摘事項)	改善方法	根拠法令等
13	評議員会の招集・運営	評議員会の日の1週間前(中7日間)までに招集通知を发出していない。	評議員会の日の1週間前(中7日間)までに招集通知を发出すること。	社会福祉法第45条の14第9項(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第94条第1項、第2
14	評議員会の招集・運営	定時評議員会について、理事会から2週間(中14日間)空けずに、定時評議員会が開催されている。	理事会において承認された計算書類等(計算書類、事業報告及びこれらの附属明細書、監査報告)については、定時評議員会の日の2週間以上前の日から主たる事業所に備え置く必要があるため、今後の開催にあたっては留意されたい。	社会福祉法第45条の32第1項
15	評議員会の招集・運営	会計年度終了後3か月以内に定時評議委員会が開催されていない。	定款の規定に基づき、会計年度終了後3か月以内に開催すること。	社会福祉法第45条の9第1項、定款
16	評議員会の招集・運営	評議員会において、法令及び定款で定める事項以外の決議を行っている。	評議員会の役割について改めて整理のうえ、評議員会では法令及び定款で定める事項について決議を行うこと。	社会福祉法第45条の8第2項、定款
17	評議員会の招集・運営	評議員会において、欠席する評議員に対し、書面決議の方法を提示している。	評議員会及び理事会における議決は対面(テレビ会議等によることを含む)により行うこととされており、書面決議の方法によることはできないため、改めて認識すること。	社会福祉法第38条及び第45条の14第4項、第5項

番号	項目	問題点(指摘事項)	改善方法	根拠法令等
18	評議員会の招集・運営	評議員会において、決議の省略に係る同意書の日付けを予め印字して送付している。	同意書の日付は正確に記載するとともに、評議員自ら同意した日付けを記載すること。また、全員の同意が確認できた日を決議日とすること。	社会福祉法第45条の9第10項（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条）、社会福祉法第45条の14第9項（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条）
19	評議員会の招集・運営	議事録において、議事録の作成に係る職務を行った者の氏名が記載されていない。	記載漏れが多い事例であり、法令に規定される記載事項を漏れなく記載すること。	社会福祉法第45条の11第1項、社会福祉法施行規則第2条の15第3項
20	評議員会の招集・運営	議事録に定款の規定による署名がなされていない。	定款の規定に基づき、署名を行うこと。	定款
21	評議員会の招集・運営	議事録に評議員に提供した議案及びその資料等が添付されていない。	議事の内容を適切に記録するため、評議員に提供した議案及びその資料等を添付すること。	社会福祉法第45条の11第1項、社会福祉法施行規則第2条の15第3項、社会福祉法第45条の14第6項、社会福祉法施行規則第2条の17第3項
22	評議員会の招集・運営	決算手続きにかかる計算書類等の一部が、理事会及び評議員会の承認を得ていない。	計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書については、法令及び経理規程に基づき、漏れなく理事会及び評議員会に提出し、その承認を得ること。	社会福祉法第45条の28第3項、社会福祉法人会計基準第30条第1項
23	理事の選任及び解任	理事の任期が終了しているが、理事の選任が行われていない。	評議員会の決議により、至急理事の選任を行うこと。また、理事選任後、理事会の決議により理事長を選定し、登記を行うこと。	社会福祉法第43条第1項、第45条の13第3項

番号	項目	問題点(指摘事項)	改善方法	根拠法令等
24	理事の選任及び解任	理事の就任承諾書について、徴収漏れ及び不備がある。	就任承諾書の徴収漏れ、選任日、任期、承諾日が空欄のものが見受けられる。就任承諾書は適切に徴収すること。	社会福祉法第38条
25	理事の適格性	理事を選任（再任）する際、欠格事由に該当することの有無を確認していない。	選任の際だけではなく、再任の際も初回の選任時と同様に確認書等を徴収し、欠格事由に該当していないことを確認すること。	社会福祉法第44条第1項（第40条第1項）、第44条第6項
26	理事の適格性	理事が理事会に連続して欠席している。	理事会の役割の重要性に鑑み、日程調整を行う等、理事が出席できるよう配慮すること。	社会福祉法人審査基準第3の1の(3)
27	理事の適格性	施設（事業所）の管理者が理事に含まれていない。	施設経営の実態を法人運営に反映させるため、施設の管理者を理事として選任すること。	社会福祉法第44条第4項第3号
28	理事長	業務執行理事を配置しているが、理事会で選定されていない。	定款の規定に基づき理事会で選定すること。なお、業務執行理事を置かない場合は、定款の内容を見直すこと。	社会福祉法第45条の16第2項
29	理事長	理事長を理事会で選定していない。	改めて理事会を開催し、理事長を選任すること。	社会福祉法第45条の13第3項
30	監事の選任及び解任	監事の選任に関する評議員会の議案について、監事の過半数の同意を得ていない。	監事より同意書を徴収する等、監事の同意を得ていることがわかるよう記録を残すこと。	社会福祉法第43条第3項（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第72条第1項）
31	監事の選任及び解任	監事の任期が終了しているが、監事の選任が行われていない。	評議員会の決議により、至急監事の選任を行うこと。	社会福祉法第43条第1項
32	監事の選任及び解任	監事の就任承諾書について、徴収漏れがある。	就任の意思表示を確認するため、漏れなく徴収すること。	社会福祉法第38条
33	監事の選任及び解任	監事を選任（再任）する際、欠格事由に該当することの有無を確認していない。	選任の際だけではなく、再任の際も初回の選任時と同様に確認書等を徴収し、欠格事由に該当していないことを確認すること。	社会福祉法第44条第1項（第40条第1項）、第44条第2項、第7項

番号	項目	問題点(指摘事項)	改善方法	根拠法令等
34	監事の選任及び解任	候補者が「財務管理について識見を有する者」であることを評議員会で説明していない。	識見を有することについて、評議員会で適切に説明し、議事録や資料等を残すこと。	社会福祉法第44条第5項
35	監事の職務・義務	理事会に監事全員が欠席している、または連続して欠席している監事がいる。	監事は理事会への出席義務があるため、理事会の日程調整を行う等、監事が出席できるよう配慮すること。	社会福祉法第45条の18第3項（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第101条）
36	理事会の審議状況	理事会の招集通知を省略しているが、理事及び監事全員が省略に同意したことが確認できない。	理事会の招集について、理事会を緊急に開催する必要がある等、理事会の日の1週間前までに招集通知を发出することができない場合は、役員全員から招集通知を省略することについて同意を得た上で理事会を開催すること。	社会福祉法第45条の14第9項（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第94条第1項、第2項）
37	理事会の審議状況	評議員会での理事選任の議決前に、再任予定の理事から理事会の招集通知省略について同意を得ている。	評議員会で新役員を選任し、その同日に理事長選任の理事会を開催する場合、選任前の役員候補者に理事会の招集通知を发出することは適当ではないため、新理事及び新監事全員の同意を得て、招集通知の省略により理事会を開催すること。	社会福祉法第45条の14第9項（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第94条第1項、第2項）
38	理事会の審議状況	決議の省略について、理事全員の同意が得られていない。	理事会の決議を省略する場合は、理事長を含む理事全員から同意を得ること。	社会福祉法第45条の14第9項（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条）、社会福祉法施行規則第2条の17第4項第1号

番号	項目	問題点(指摘事項)	改善方法	根拠法令等
39	理事会の審議状況	理事会において、欠席する理事に対し、書面決議の方法を提示している。	評議員会及び理事会における議決は対面（テレビ会議等によることを含む）により行うこととされており、書面決議の方法によることはできないため、改めて認識すること。	社会福祉法第45条の14第4項、第5項
40	理事会の審議状況	理事会において、決議の省略に係る同意書の日付けを予め印字して送付している。	同意書等について、あらかじめ日付を印字したものを提示するのではなく、それぞれ本人が自書するよう改めること。	社会福祉法第45条の14第9項（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条）
41	理事会の審議状況	評議員選任・解任委員会の委員の中に理事が含まれている。	評議員選任・解任委員会の委員のうち、事務局員として法人の職員が選任されている場合であって、その職員が理事となったときは、理事又は理事会が評議員を選任する定款の定めは効力を有しないとされているため適当ではない。新たに他の事務局員の選任を行うとともに、必要に応じて評議員選任・解任委員会運営細則を見直すこと。	社会福祉法第31条第5項
42	理事会の審議状況	収益事業の追加について、先ず理事会において事業の実施を決議する前に、評議員会の決議を得ている。	先ず理事会において事業の実施を決議し、その結果を踏まえて評議員会へ定款変更の承認を諮ること。	社会福祉法第45条の13第2項
43	理事会の審議状況	定款施行細則について、理事会の決議を得ないまま作成している。	理事会の決議を得たうえで、現状の定款施行細則を適用すること。	社会福祉法第45条の13第4項、定款
44	理事会の審議状況	理事会の決議が必要な事項（理事長専決可能額を超える契約）にも関わらず、理事長専決事項として処理を行っている。	契約行為は経理規程及び理事長専決規程に従い適切に行うこと。	社会福祉法第45条の13第2項、理事長専決規程

番号	項目	問題点(指摘事項)	改善方法	根拠法令等
45	理事会の審議状況	理事会で理事長の職務の執行状況の報告を行っていない。	理事会において、理事長及び業務執行理事は、3か月に1回以上、自己の職務の執行状況について報告すること。また、定款で毎会計年度に4か月を超える間隔で年2回以上行うことも可能である。	社会福祉法第45条の16第3項、定款
46	理事会の記録	議事録に理事に提供した議案及びその資料等が添付されていない。	議事の内容を適切に記録するため、理事・監事に提供した議案及びその資料等を議事録に添付して保管すること。	社会福祉法第45条の14第6項、社会福祉法施行規則第2条の17第3項
47	理事会の記録	議事録に記載すべき事項について、記載漏れがある。(理事全員の同意により理事会の決議を省略した場合も含む。)	議事録に記載すべき事項については、漏れなく記載すること。決議の省略にあたっての議事録についても、同様に漏れなく記載すること。	社会福祉法第45条の14第9項(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条)、社会福祉法施行規則第2条の17第3項、第4項第1号
48	理事会の記録	議事録に定款の規定に基づく署名が行われていない。	議事録には定款に定める議事録署名人全員が署名又は記名押印を行うこと。	社会福祉法第45条の14第6項、定款
49	理事会における債権債務の状況	多額の借入を行っているが、事前に理事会の議決を得ていない。	多額の借入については、法人の経営に影響を与える恐れがあるため、事前に理事会の議決を得てから締結すること。	社会福祉法第45条の13第4項第2項
50	理事会における債権債務の状況	役員等短期借入金について、契約書が締結されておらず、理事会の承認も得ていない。	契約書で契約内容を明確にするとともに、理事長専決規程により理事長に権限が委任されていない契約は、事前に理事会の承認を得ること。	社会福祉法第45条の13第4項第2号

番号	項目	問題点(指摘事項)	改善方法	根拠法令等
51	役員等の報酬	理事及び監事の報酬について、理事と監事の報酬額を個別に定めていない。	理事と監事の報酬額は個別に定める必要がある。理事と監事の個別の報酬額の総額について、評議員会の決議により定めること。	社会福祉法第45条の16第4項（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第89条）、社会福祉法第45条の18第3項（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第105条第1項、第2項）
52	役員等の報酬等支給基準	役員等報酬規程について、民間事業者の役員報酬等の状況等を考慮し定めていることが確認できない。	法人として適切な検討が行われていることが説明できるよう、報酬等の決定に関する資料等を残すこと。	社会福祉法第45条の35第1項
53	役員等の報酬等支給基準	役員等報酬規程について、評議員会の承認を得ていない。	規定する報酬額に至った経緯を明確にし、評議員会で説明を行い、承認を得ること。	社会福祉法第45条の35第2項
54	役員等報酬の支給	役員等報酬規程に規定のない報酬が支払われている、または実際の支給額に相違がある。	役員報酬規程で支給対象となる定義を具体的に定め、その規定に該当する場合のみ報酬を支給すること。	社会福祉法第45条の35第3項
55	内部等規程違反	定款及び定款施行細則、評議員選任・解任委員会運営細則の規定に基づいた運営がされていない。	定款の規定に基づき、理事会において評議員選任・解任委員会の運営細則を定めていない事例があるため定めること。 また、評議員選任・解任委員会運営細則の規定に基づき、委員の選任が行われていない事例や事前に招集通知を発出していない事例があるため、規定に基づいた対応を行うこと。	定款、定款施行細則、評議員選任・解任委員会運営細則
56	事業一般	定款に記載していない事業を実施している。	定款に事業を定めた上で実施すること。	社会福祉法第31条第1項

番号	項目	問題点(指摘事項)	改善方法	根拠法令等
57	社会福祉事業	保育所の委託費収入を認められない使途に充てている。	委託費の弾力運用については、適切な施設運営が確保されていることを前提として認められるものであることを十分理解し、当該通知に沿った適切な対応を行うこと。	私立保育所に対する委託費の経理等について
58	公益事業	公益事業が社会福祉事業に支障をきたす決算の内容となっており、経営改善の検討が求められる。	社会福祉法人は、その経営する社会福祉事業に支障がない限り、公益を目的とする事業等を行うことができるとされているため、理事会において、経営改善の検討を行うこと。	社会福祉法第26条第1項
59	人事管理	施設長の選任が理事会の決議により決定されていない。	重要な役割を担う職員の任免は理事会の決議により決定すること。また、重要な役割を担う職員の範囲を明確にするため、定款細則等でその範囲を定めること。	社会福祉法第45条の13 第4項第3号
60	会計の規程・体制	経理規程に基づき事務処理が行われていない。 (小口現金の取扱い、契約事務等)	小口現金について、経理規程に定める限度額を超えている事例が多いため、経理規程に基づき運用すること。また、日々発生する少額な支払いは職員の立替払に抛らず、小口現金により支払いを行うこと。 契約事務について、契約金額上、入札を行う必要がある場合にあつて、随意契約を行っている事例がある。また、随意契約が可能な場合でも、必要数以上の見積りを行っていない事例があるため、稟議書等でその理由を明確にしている事例があるため、経理規程に基づき、契約事務を遂行すること。	社会福祉法人における入札等の取扱いについて、 経理規程

番号	項目	問題点(指摘事項)	改善方法	根拠法令等
61	会計の規程・体制	業務委託契約について、契約書上の規定に基づき支払われていない。また、契約書等を交わしていない。	契約書等により契約内容を明確にし、契約に基づき委託料を支払うこと。	経理規程
62	会計の規程・体制	経理規程が社会福祉法人会計基準及び関係通知に沿った内容になっていない。	モデル経理規程を参考に関係法令及び通知に即した内容とすること。	社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて、社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項1(4)
63	会計の規程・体制	社会福祉充実残額の算定において、第3号基本金を含めて金額を算出している。	社会福祉充実残額の算定において、「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」の金額を算出する際に、対応基本金は、第1号基本金及び第2号基本金の当期末残高の合計額とし、第3号基本金は含めないこと。	社会福祉法第55条の2第1項、社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について、経理規程
64	会計の規程・体制	経理規程の改訂について、理事会の承認を得ていない。	経理規程を改訂する際は、理事会の承認を得ること。	定款
65	会計の規程・体制	統括会計責任者や会計責任者、出納職員に対して辞令を交付していない。	任命していることを明らかにするため辞令を交付すること。	社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項1(2)、経理規程
66	会計の規程・体制	会計責任者が出納職員を兼務しており、内部牽制に配慮した体制となっていない。	内部牽制に配慮した体制となるよう、出納職員は別の者を任命すること。	社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項1(1)(2)、経理規程
67	会計処理	計算書類の様式が会計基準に基づき作成されていない。	計算書類について、法令及び経理規程に基づき必要な書類はすべて作成し、監事の監査を受け、たうえで理事会及び評議員会の承認を得ること。また主たる事務所に備え置くこと。	会計基準省令第7条の2、社会福祉法第45条の28及び第45条の30

番号	項目	問題点(指摘事項)	改善方法	根拠法令等
68	会計処理	予算とその執行に軽微な範囲ではない乖離があるが、補正予算が編成されていない。	予算の執行に当たって、年度途中で予算との乖離等が見込まれる場合は補正予算を編成すること。	社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項2の(2)
69	会計処理	事業計画書及び資金収支予算書について、年度開始前に理事会（及び定款に定めのある場合によっては評議員会）の承認を得ていない。	定款の規定に基づき、事業計画書及び資金収支予算書については、会計年度開始前に作成し、理事会（及び定款に定めのある場合によっては評議員会）の承認を得ること。	社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項2の(1)(2)、定款
70	会計処理	残高証明書を取得していないため財産目録に記載の預金が存在するか確認できない。	計算書類及び財産目録に計上している資産について、実在していることを示せるよう、年度末に金融機関の残高証明書を取得し保管すること。	会計基準省令第2条及び第31条
71	会計処理	資産を過大に計上している。	法人の財務状況を正確に示していないため、今後このような会計処理は一切行わないこと。	会計基準省令第6条及び第25条、社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い19、経理規程
72	会計処理	寄附金を収受した際にく寄附金台帳に記載していない、また寄附申込書等を保管していない。	寄附金を収受した場合は、漏れなく寄附金台帳に記載し寄附申込書等を保管すること。	社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項9の(2)
73	会計処理	給与規程等において賞与の支給対象期間が規定されていないため、賞与引当金の計上額に根拠がない。	支給基準を明確にするため、支給対象期間を規定するとともに、次期に支給する賞与のうち、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額を賞与引当金として計上すること。	会計基準省令第5条第2項第1号、社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い18(2)、(3)
74	会計処理	法人本部に係る経費を施設のサービス区分に計上している。	理事会、評議員会の運営に係る経費及び法人役員の報酬等、法人本部に係る経費は本部会計より支出し、職員の人件費等、各サービス区分に属する経費は各サービス区分より支出することが望ましい。	会計基準省令第14条第2項、社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項6

番号	項目	問題点(指摘事項)	改善方法	根拠法令等
75	会計処理	国庫補助金等特別積立金の取り崩しの会計処理が会計基準に則り行われていない。	積立の対象となった基本財産(建物)を取り壊した場合には、当該資産に相当する積立金の額を取崩すこと。	社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い9
76	会計処理	貸借対照日の翌日から起算して1年以内に支払い期限が到来するものが貸借対照表の流動負債に計上されていない。	貸借対照表について、借入金のうち1年以内償還予定額を流動負債に計上すること。	会計基準省令第26条、社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い6
77	会計処理	借入金の計上時期が不適切である。	借入金は実際の入金に基づき計上すること。	会計基準省令第5条第1項、社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項8
78	会計処理	その他の積立金の計上について、理事会の決議に基づいていない。	積立金の計上については、予め理事会の議決に基づいて行うこと。	社会福祉法人会計基準第6条第3項
79	附属明細書等	計算書類の注記に、注記すべき事項が記載されていない又は内容に不備がある。	特に、計算書類の注記(法人全体用)に関して下記事項の記載漏れがあるため改めること。 (1)「2. 重要な会計方針(3) 引当金の計上基準」の項目 (2)「合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け」の項目 ※上記以外の注記記載事項については、根拠法令等を参考にすること。	社会福祉法人会計基準第29条、社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い25
80	附属明細書等	法人が作成すべき計算書類の附属明細書が未作成及び不備がある。	附属明細書について、旧様式のまま作成している事例があるため、新様式で作成すること。 また、必要な附属明細書が未作成のため、作成すること。	会計基準省令第30条、社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い26

番号	項目	問題点(指摘事項)	改善方法	根拠法令等
81	附属明細書等	財産目録について、法令で定められた様式に従い作成されていない。また、記載事項に漏れや誤りがある。	財産目録について、法令で定められた様式に従い作成すること。また、下記のような事例が多いため、作成の際は注意すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 車両運搬具については、詳細として会社名と車種を記載すること。 ・ 口座別の預金金額が残高証明書と一致しない。 ・ 固定資産の取得価額及び減価償却累計額の記載が注記の記載と異なっている。 	会計基準省令第31条・34条、社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い27、別紙4
82	特別の利益供与の禁止	一部の職員給与について、給与規程等に基づき支給されていない。	給与規程等に基づき支給されておらず、他の一般の職員と異なり支給している給与額に根拠がない場合、これは法人関係者への特別の利益の供与に該当するため、他の職員と同様に賃金規程に基づき支給すること。 なお、給与規程に基づき基本給や手当等を個別に決定している場合においても、理由なく特定の職員のみ優遇している場合等は、その職員への特別の利益の供与に該当するため、決定の根拠等を書面により明確にすること。	社会福祉法第27条、社会福祉法施行令第13条の2
83	特別の利益供与の禁止	法人の理事が代表を務める株式会社等との契約について、契約の内容等が適正かどうか不明確である。	契約書またはこれに準ずる請書や仕様書等により、契約内容を明確にするとともに、金額の妥当性についても検証すること。	社会福祉法第27条、社会福祉法施行令第13条の2、社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて、経理規程
84	特別の利益供与の禁止	役職手当について、支給対象や支給要件等が明確になっていない。	役職手当について、給与規程等において支給対象や支給要件等を明確にすること。	給与規程、社会福祉法第27条

番号	項目	問題点(指摘事項)	改善方法	根拠法令等
85	情報の公表	計算書類の届出及び公表が正確に行われていない。	所轄庁へ届け出ている計算書類の内容について、資金収支計算書の予算額など、理事会の承認を受けた計算書類または評議員会に提出された計算書類の内容と一致しない事例が見受けられた。計算書類の届出及び公表は正確に行うこと。	社会福祉法第59条及び59条の2第1項、社会福祉法施行規則第9条及び第10条
86	その他	資産総額の変更登記について、会計年度終了後3か月以内に行われていない。	資産の総額についての変更登記は、会計年度終了後3か月以内に行うこと。	組合等登記令第3条
87	その他	法人の代表者の変更登記が期限を過ぎて登記されている。	法人の代表者の変更登記については、変更が生じた日から2週間以内に行うこと。	組合等登記令第3条
88	その他	市が認可した定款変更について、変更登記の手続きが行われていない。	変更登記は認可書の到達した日から2週間以内に行うとともに、変更後の登記事項証明書を市に提出すること。	社会福祉法第29条、組合等登記令第3条
89	その他	随意契約の理由が稟議書等により明確になっていない。	予定価格が1,000万円を超えないことを理由に随意契約を行う場合は、経理規程に基づき2者または3者以上による見積り合わせを行うこと。それ以外の理由で随意契約を行う場合は、稟議書等で随意契約の理由を明確にすること。	社会福祉法人における入札等の取扱いについて、経理規程
90	その他	公印の管理が公印管理者を定めていない等十分に行われていない。	公印の管理者を定め、使用簿等を作成し公印の管理を適切に行うこと。	社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について5の(6)エ